「安全・安心の未来都市」の実現に向けて(安心・協働・共生分野) 事業評価一覧(令和2年度に実施した事業)

	政策の柱		好循環P		Ą	事業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
職員の危機対応能力の向上	Ⅲ-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体 制の充実	市職員	市職員の危機対応能力 の向上のため、研修や訓 練を開催	コロナのというでは、よる更	0	H19	独自性先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)・新規導入システムを活用した研修等の実施】 ・感染症の流行により、例年実施している訓練や研修が中止となったが、新規導入した災害情報共有システムの運用に係る研修会やシステムを活用した訓練、避難所運営従事職員全員を対象とした職員研修を実施するなど、災害対応業務における実効性を高めるための研修・訓練を実施した。・感染症の状況を踏まえ、適宜、訓練の手法等を見直しながら、継続して研修・訓練を実施することで、実効性の確保を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な研修・訓練の実施による実効性の確保と研修の強化】・研修や訓練については、感染症の状況を踏まえ、手法を工夫し、各種研修、訓練の継続的な実施により、実効性の確保を図る。・選難所の開設運営業務については、引き続き、従事職員向け研修を実施するとともに、施設管理者や地域の自主防災組織との平時からの打ち合わせ(実地研修)は、従事職員全員が参加して実施するなど、研修を強化し、全庁一丸となった災害対応ができるよう、危機対応能力の向上を図る。	拡大
総合防災訓練	ш—9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体 制の充実	・市民(自主防災会、 自治会、学生、 ボランティアなど)、 防災機関(画解隊、 警事業者(協定締結 企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	コロナの 影響る 更	0	S61		【①昨年度の評価(成果や課題):地域防災力強化の推進】 ・総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止したものの、地域の要望に応じて、個別に「避難所開設・運営ガイドライン」の完成に併う説明会や出前講座などを実施し、避難所の開設・運営プローや適切な避難のあり方、「自助」「共助」の考え方などについて、市民の理解を深め、地域防災力の更なる強化が図れた。・総合防災訓練の実施に当たつては、感染症対策を考慮し、訓練内容や手法を見直す必要がある。 【②今後の取組方針・地域防災力の強化】 ・感染症対策として、参加者数の制限を行うとともに、実施方法を工夫するなど、訓練内容の見直しを行う。・今後も、市民をはじめ、防災関係機関や事業者などと連携し、継続して実施することで、地域防災力の強化を図る。	改善
防災備蓄整備事業	ш — 9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・滅災対策の強 化	市民	災害による避難者が必要 とする食料や生活必需品 等を整備	計画以上	18,920	S61		【①昨年度の評価(成果や課題):感染症対策に係る備蓄体制の充実強化】 -「第2次防災備蓄調達計画」に基づき、食料・生活必需品・資器材等の備蓄を行った。 - さらに、マスクや消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋など、感染症対策として必要な衛生物品等を調達し、風水害時に優先的に開設する避難所や備蓄避難所等に配備した。 - ヤンタッチ式・ペーテンシュンなど、より配象症対策に効果的な物資の備蓄を開始するに当たって、必要数量や配備先を検討するとともに、備蓄計画の見直しが必要である。 【②今後の取組方針:第2次防災備蓄調達計画の見直しと着実な推進】 - 感染症対策として調達した備蓄品を第2次防災備蓄調達計画に位置付けるとともに、引き続き、計画に基づく備蓄・調達を着実に推進する。	改善
ICTを活用した情報収集伝達体制の整備	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・滅災対策の強 化	市民・来訪者・ホームページ閲覧	・災害時等の迅速かつ正 確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報 提供の多重化	計画以上	12,797	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):ICT等を利活用した情報発信の強化及び新たな情報伝達手段の導入】 ・発災後速やかに市内の被害状況を把握し、迅速かつ的確な避難情報の発信が行えるよう。全庁的にパトロール情報や被害情報などを共有できるウラド型の災害情報表すステム」を導入した。 ・災害等生による被害を最小限にとどめることができるよう、気象警報や避難情報を市民へ迅速かつ正確に伝達するため、登録制防災情報メールの普及を促進した。 ・携帯電話を持っていない市民等に対し、避難情報が自動的に配信されるブッシュ型の情報伝達手段となる防災ラジオの普及促進を図るため、広報紙や出前講座等のあらゆる機会を活用し、補助制度の周知強化を行った。 ・令和3年度より、被災者支援を迅速かつ適切に実施するため、本市として新たに「被災者合権管理システム」の導入を予定していることや、栃木県が、災害時に住民に適切な避難行動を促すことを目的として、民間事業者と県内市町を対象に一括して協定を締結した「MAP型混雑検知ンステム(避難所の開設・混雑情報を可視化)」の適用開始を予定していることから、具体的な運用方法を検討する必要がある。 【②今後の取組力針・防災情報伝達体制の確立】 ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信していくとともに、防災ラジオの普及促進を図る。 ・新たに導入するシステムの運用手法を検討するとともに、災害時に円滑に運用できるよう体制を整備する。	拡大

	政策の柱		好循環P		=	事業内容		R2	BB / /	日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
防災知識の普及啓発	Ш — 9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災・滅災対策の強 化	市民	防災に関する知識の普及 啓発を図るため、冊子の 配布や出前講座の実施	コロナの に響る更 更	2.637	H25		[①昨年度の評価(成果や課題):出前講座などによる防災知識の普及啓発] - 新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期に予定していた多の出前講座を中止・延期したが、東日本台風の経験を踏まえ、出前講座の内容を見直し、充実を図ったほか、「わが家の防災マニュアル」の新聞折り込みや、県と連携し、警戒レベルを用いた連維情報リーフル・りの自分会を通した全戸配布などにより、防災知識の普及啓発行つた。 - 国の法改正により、風水害時の避難情報の名称や運用方法が一部変更となるため、災害時に適切な避難行動がとれるよう、広尓市民に周知する必要がある。 [②今後の取組方針:多様な機会を捉えた普及啓発活動の継続的な実施] - 逃難情報の選用等が一部変更となることから、出前講座の内容の見直しを行うとともに、ホームページや広報紙など、あらゆる機会を通して、継続的な周知・啓発活動を実施し、市民の防災意識の向上を図る。 - また、ホームページやICTをより活用した普及啓発を検討する。	改善
小災害被災者援護事業	Ш—9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		被災者へのお見舞	災害により被害を受けた市民	・被災者に対する見舞金 の支給 ・水害による便槽等の汲 み取り	計画ど おり	1,664	S44		[①昨年度の評価(成果や課題):被災者への見舞金の支給] -令和元年台風第19号や火災等の被災者を対象に、被害状況に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。 [②今後の取組方針:被災者への迅速な見舞金の支給] -関係課と連携を図り、被災者への迅速な見舞金支給を実施していく。	
感染症検査事務	ш—9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		感染症対策に係る行 政指導に必要な検査 データの提供	・感染症対策所管課	・感染症のまん延防止に 資する検査の実施とデー タ提供	は に で ら ら	11,250	Н8		[①昨年度の評価(成果や課題):感染症検査の項目拡充及び精度の向上] - 衛生環境試験所運営計画(令和2年度~6年度)に基づき、バンコマイシン耐性腸球菌等の薬剤耐性菌に関する検査項目を拡充するとともに、全国的に感染拡大している新型コロナウイルス感染症について、クラスター発生時等の検査を迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の感染症対策を円滑に支援できた。また、新型コロナウイルス陽性者の感染性ウイルス量と接受の関連性について解明し、検査精度の向上を図るとともに、国立感染症研究所が発行している情報誌に掲載されるなど、調査研究が進んだ。 - 新型コロナウイルス感染症については、変異株の出現により、検査法が多様化していることから、更なる検査精度の向上が必要である。 (②今後の取組方針:試験検査の充実及び職員の資質向上] - 感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度~6年度)に基づき、薬剤耐性関等の検査について検査項目の拡充を図るとともに、専門的な知識や技術をもつ人材を育成し、新たな検査技術に対応しながら、新型コロナウイルス感染症などに、より迅速に対応できるよう取り組んでいく。	
感染症の発生・蔓延防止対 策(新型インフルエンザ等 対策含む)	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機管理能力 の向上 ・健康危機に関する関 係機関との連携強化	感染症患者及びそ の接触者, 感染症に 感受性のある市民	・感染症に感染した可能性のある者への健康診断動告・病原体に汚染された恐れのある場所のなる場所をひつカルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため、関係機関との連絡会議を開催	計画	156,358	H11		【①昨年度の評価(成果や課題)・感染症のまん延防止】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、宇都宮市PCR検査センターの開設や行政検査が可能な委託医療機関との連携強化した。外養を輸出を強化したことで、1日当たり1、000件を超える検査能力を確保することができた。 ・事業所等で感染者が発生した場合には、出張PCR検査が行えるよう体制を構築するとともに、高齢者施設や病院等入所施設において陽性者が発生した場合には、卑発生施設支援チームを派遣し、施設入所者及び職員の検査や感染防止対策の指導等を行うなど、感染の早期封じ込め体制が確立できた。 ・また、庁内・庁外の各部門と連携を図るとともに、感染拡大防止のための多様な対応策を講じる必要がある。 【②今後の取組方針・正確な情報把握と関係機関との連携強化】 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大とまん延の防止を図るため、令和2年度に整備した体制をもとに、引き続き、迅速に検査を実施するとともに、庁内関係各課や栃木県、市医師会等の外部の関係機関と連携を図りながら、感染の状況の分析及び必要な対策を着実に実施する。	
ビジネスPCR等検査事業	Ⅲ—9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・感染症対策と経済活 動の両立	市内事業所	・新型コロナウイルス感染症に係る検査を受ける費用を補助する。	計画 どおり	2,699	R2		[①昨年度の評価(成果や課題):経済活動と感染症対策の両立支援策の開始] -新型コロナウイルスPCR検査等に係る費用を補助することにより,事業所における感染拡大防止の一助となった。 [②今後の取組方針:継続実施] -感染症対策と経済活動の両立を図るため、引き続き、補助事業を実施する。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
感染症発生動向調査事業	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化		・感染症法に基づき、医師から感染症の報告を受け、県及び国へ報告を受け、県及び国へ報告する。 ・市内の感染症症の活代状況を解析し、医師生状況を解析、患者発生が沢心や所、等等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。	計画と	2.808	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):感染症発生動向の把握及び周知】 ・発生動向調査を実施したことにより、感染症の発生動向を迅速に把握することができ、医療機関や市民に対して、有効な情報生態できた。 【②今後の取組方針:感染症発生動向の把握及び継続周知】 ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため、引き続き、感染症の発生動向調査を実施し、ホームページで最新情報を提供することにより、医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。	
無電柱化の推進	Ш—9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		防災や安全な交通環境の確保、良好なが、 機関形成をの地では等による道路無電柱化を計 画的に推進するもの	宇都宮市管理道路	・市道の無電柱化 ・無電柱化推進計画の策 定に向けた取組	計画り	317,342	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):無電柱化整備及び無電柱化推進計画の策定に向けた検討】 ・都心環状線との連続性を踏まえ、宇都宮日光線(一条)の電線共同溝築造などの無電柱化に向けた工事を進めた。 ・宇都宮日光線が(小幡・清住)について、土地区画整理事業地内の宇都宮日光線及び塙田平出線の無電柱化に向けた準備 を進めた。 ・無電柱化推進計画について、国、県の動向、市の関連計画の策定状況を踏まえ、取組の整合を図るため、策定スケジュール を見直すとともに、基本方針や計画期間、目標、無電柱化整備】 ・引き続き、宇都宮日光線(一条)の無電柱化整備者・引き続き、宇都宮日光線が「一条)の無電柱化整備者・ ・宇都宮日光線(一条)の無電柱化整備を推進する。 ・非都宮日光線が「小峰・清住」について、宇都宮日光線及び塙田平出線の電線共同溝に係る予備設計を実施するとともに、低コスト化の検討も併せて実施する。 ・無電柱化推進計画について、国の計画、県・市の関連計画の策定状況を踏まえ、国県道と連続性を持った無電柱化路線の 検討や市道の占用制限の拡大などの国・県の取組と整合性を持たせた具体的な施策を含む、実効性や効果の高い「無電柱 化推進計画」と策定する。	
橋りよう維持修繕事業	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化	SDGs 好循環P	地域道路網のより高 い安全性・信頼性向 上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民,道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持修繕	計画	430,442	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)橋りょうの耐震化・長寿命化】 ・稿りょうの耐震化に向けた設計委託を実施したほか、定期点検や令和元年度からの継続事業である鬼怒橋の大規模修繕工事を実施するなど、着実に長寿命化等の推進を図ることができた。 【②今後の取組方針・計画的な耐震化・維持修繕工事の実施】・今後も引き続き、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、都市基盤の防災性を強化するため耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実に行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。	
急傾斜地対策費	Ш — 9	危機に対する体制・都市 基盤の強化	SDGs 好循環P 戦略事業	土砂災害の未然防止 及び緊急時における 迅速な避難		- 県施工の崩壊防止事業 の促進 - 防災訓練等の実施	コロナックに変のに変	9,272	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】 ・6月に「土砂災害・全国統一防災訓練」の一環で、住民参加による実践的な訓練を行う予定であったが、新型コロナウイルス 感染症の影響により実施を見送った。 ・土砂災害への意識密考を図るため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙やホームページを通じて周知啓発に努めるととも に、土砂災害の未然防止を回り、市民の安全安心を確保するため、急傾斜地崩壊危険箇所(2箇所)については、県に対して早 期整備を要望するなど、事業推進に努めた。 【②今後の取組方針、【関係機関と連携した防災対策の実施】 ・今後も、人的被害を防止する為の土砂災害の未然防止及び緊急時における迅速な避難に向けた取り組みとして、急傾斜地 の危険箇所を事前に把握するための「危険個所合同点検」や、防災意識の更なる高揚を図るための「土砂災害・全国統一防 災訓練」などを関係機関等と連携して実施していく。 ・「土砂災害・全国機一等と連携して実施していく。 ・「土砂災害・全国機一等と強にあたっては、国・県・市における新型コロナウイルス感染症の対応方針等を踏まえ ながら、感染を防力数で調性、密を回避しながら避難訓練や特報伝達訓練を実施に向けて取り組む。 ・豪雨等による急傾斜地の崩壊を防ぐため、総合治水・雨水対策推進計画の「備える」取り組みを踏まえて土砂災害・ソフを改訂・公表するとともに、工事が必要な危険箇所の早期の事業実施を引き続き、積極的に県に要望していく。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	- 基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
宅地耐震化推進事業	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		大規模な盛土造成地 の大地震時における 安全性の確保		・大規模盛土造成地の変 動予測調査の実施等 ・住民への情報提供等	計画	98,695	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):2次スクリーニング計画】 ・大規模強土造成地の地質調査を実施し、2次スクリーニング調査の実施優先度評価の結果、優先度が高いと考えられる箇所を、早期に詳細な調査が必要な箇所とし、2次スクリーニング計画を策定した。 【②今後の取組が針:2次スクリーニング調査実施】 ・2次スクリーニング計画で「早期に2次調査が必要な箇所」と決定した大規模盛土造成地において、2次スクリーニング調査を実施し、企土の安全性を評価する。また、その他の市内の全ての大規模盛土造成地についても、目視点検などによるモニタリングを実施し、継続的に安全性の確認を行っていく。	
ブロック塀等撤去費補助金	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		ブロック塀等の安全対策の促進	一般通行の用に供 する道路等に面する 一定の高さを超える 塀の所有者等	・撤去,補強改修費用の 一部補助	計画どおり	4,436	H30		[①昨年度の評価(成果や課題): 普及啓発の実施及び補助制度の拡充] ブロック塀等の安全対策について、全自治会回覧や広報紙、ダイレクトメール等により、広く周知を行うとともに、通学路においては、ブロック塀等の実態について調査を行い、補助制度のチラシを戸別に配布した。また、改修促進を図るため、補助制度の内容を見直し、再築費用も対象に拡大するなどの制度改定を行った。 【②今後の取組方針: 補助制度の周知強化・普及啓発の実施】 実態調査結果に基づき、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、拡充した補助制度を活用できるよう、ダイレクトメールの送付や職員による戸別訪問など普及啓発を強化する。	
八幡山公園急傾斜地の整備	ш-9	危機に対する体制・都市 基盤の強化		土砂災害から住民の 生命と財産を保護す るため、法面等の急 傾斜地崩壊防止施設 の整備	八幡山公園の急傾 斜地	急傾斜地崩壊防止の整 備	計画 どおり	257,424	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):八幡山公園急傾斜地整備の推進】 ・社会資本整備総合交付金(防災・安全を活用し、八幡山公園東側斜面地4,597㎡の法面工事を実施した。 【②今後の取組方針:国庫補助金の確保】 ・令和3年度以降も着実かつ早急に急傾斜地の整備を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組むとともに、引き続き、住民の生命と財産を保護するため、早期に事業完了を目指し進めていく。	
田んぽダムの普及促進 (ハード)	ш—9	総合的な治水・雨水対策 の推進		河川の溢水被害の軽減を図るため、水田に降った雨を一時的に 附った雨を一時的に 貯め、河川への流出 抑制を図るもの	土地改良区,農業者	排水調整マスの設置費等 の負担	計画どおり	34,471	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):土地改良区の協力による目標貯留量の確保】 ・田川流域において、土地改良区との協力協定を締結し、現地説明会やアンケート等を実施したことで、多くの農業者の理解と協力を得られた結果、目標を上回る貯留量を確保することができた。 ・更なる普及拡大に向けて、より多くの農業者の協力を得るため、引き続き、土地改良区と連携し、農業者への理解促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組力針:着実な排水調整マスの設置と更なる普及拡大に向けた農業者の理解促進】・田川流域においては、令和5年度までの排水調整マス設置完了に向けて、土地改良区において着実にマスの設置が進むよう支援するとともに、更なる拡大に向けて、流域にある他の土地改良区と連携し、現地説明会等を通して事業目的や支援策等について丁寧に説明し、地域の機道職成に取り組む。 ・姿川流域においては、新潟大学との共同研究による効果分析を行い、普及方針を明確化にするとともに、土地改良区と協定を締結し、排水調整マスの設置等の支援に着手する。	拡大
田んぽダムの普及促進(ソ フト)	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		流域における田んぼ ダムの効果を見える 化や農業者のエーズ 調査等を行い、実効 性の高い実施体制の 構築を図るもの	新潟大学 宇都宮大学	田川流域における田んぼ ダムの効果分析・耕作者 に対する意向調査に係る 共同研究費の負担	計画どおり	8,832	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):田川流域における田んぼダム効果の見える化、普及に向けた課題の整理】 ・新潟大学と共同研究を締結し、田んぼダム効果が存在れ、田んぼダムによる浸水被害の軽減効果を見える化し、「総合治水雨水対策推進計画」の「貯める対策しまな対策として引き続き、推進していく方向性を整理した。・字都宮大学と共同研究を締結し、流域の耕作者を対象にアンケート調査を行い、協力意向や行政に求めるニーズ等を把握し、協力農業者へのインセンティブの1つとして畔塗機導入費補助金を創設した。 【②今後の取組方針:姿川流域における効果分析等の実施】引き続き、各大学と共同研究を締結し、新たに多川流域の田んぼダムの効果分析や意向調査等を行い、普及方針を明確化するとともに、コンソーシアムでの意見交換や、現地説明会・ワークショップ等の開催を通して、田んぼダムの効果や支援策を丁寧に説明しながら、更なる農業者への理解促進に取り組む。	

	政策の柱		好循環P		事	事業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	- 基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
赤川ダムの事前放流検討	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進		河川の溢水被害の軽減を図るため、農業用ため池に降った雨を 一時的に貯め、河川 もの流出抑制を図る もの	赤川ダム	豪雨時等における治水ダ ムとしての活用方法の検 討	計画	7.249	R2		[①昨年度の評価(成果や課題):目標貯留量の確保] ・放流管理実施を前提とし、ダムの現況調査を実施した上で、水利権を所有する土地改良区と「赤川ダムの管理協定」の見直した行い、管理者のあったが必要に応じて事前放流できる管理体制を構築し、出水期までに目標貯留量を確保した。・一方で、降雨量がピークとなる前に満水となることが判明したため、放流管理実施に向けた更なる効果検証が必要である。 [②今後の取組方針: 放流管理の効果検証] ・令和3年度に実施する姿川流域における田んぼダムの効果分析と合わせて、赤川ダムの放流管理による溢水被害軽減の効果検証を行ったうえで、その必要性について検討を行う。	
道路排水施設整備事業	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	好循環P 戦略事業	道路冠水箇所の冠水 軽減	市民,道路利用者	・道路排水施設の整備	計画	109,148	H15		[①昨年度の評価(成果や課題)・被害軽減に向けた排水施設整備の実施] ・道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの現況調査や排水対策を行うともに、道路冠水軽減対策として透水性舗装や浸透桝の整備などを実施した。 [②今後の取組方針・庁内関係課との連携強化] ・今後も、「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、貯める取組を推進するため、引き続き透水性舗装や浸透桝整備などの効果的・効率的な道路冠水軽減対策に取り組むとともに、道路冠水箇所の現況調査に基づく軽減対策検討を実施し、対策の効果について関係機関と情報を共有していく。	
都市基盤河川整備事業	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	奈坪川・御用川のいっ 水被害の解消	・流域に居住する市 民、地権者	河川改修の実施・用地取 得	計画どおり	337,251	нз		[①昨年度の評価(成果や課題):いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進] ・奈坪川については、東町地区において、河川拡幅に伴う橋梁の架け替え工事(2件)を発注するとともに、今後の橋梁工事の 発注に向け、河川用地の取得(3件)と支障となる物件移転補償(5件)を計画的に実施した。 ・御用川については、全体計画運長(4100m)のうち、整備が完了した第一期区間1,400m(今泉3丁目~競輪場通り)につい て、適切な流水機能を確保するため、土砂の堆積状況の調査を実施した。 【②今後の取組方針:いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】 ・奈坪川において、いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進】 ・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区などの被害解消に向け、下流にある今泉新町の橋梁架け替え工事や河川改修工事を引き続き実施していく。 ・奈坪川・南川整備については、総合治水・南水対策推進計画における「流す」取り組みとして、中期目標である河川氾濫による床上漫水解消の早期実現に向け、国の補助金などの財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、重点的に河川整備を推進していく。	T.
準用河川等整備事業	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	準用河川・普通河川 のいっ水被害の解消	・流域に居住する市 民、地権者	河川改修の実施・用地取得	計画どおり	1,826,210	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):いっ水被害の解消に向けた計画的な整備の推進】・準用河川の越戸川バイバスについては、土地区画整理事業地内での整備となることから、所管課と連携を図りながら工事を実施したほか、準用河川新川江曾島調節池の整備を実施し、いっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施した。・普通河川については、給分川の改修工事を実施し、いっ水被害の解消に向けた整備を実施した。【②今後の取組方針:いっ水被害の解消に向けた事間的な整備の推進】・起戸川バイバスの整備については、いっ水被害の解消を図るため、区画整理事業や道路整備事業などと連携し、工事を実施していくほか、大久保谷地川や鎧川、給分川の改修工事などを実施していく。・港戸川や大久保谷地川などについては、総合治水・雨水対策推進計画における「流す」取り組みとして、中期目標である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、国の補助金などの財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、重点的に河川整備を実施していく。	
宅地内雨水貯留・浸透施設 設置の促進	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 戦略事業			雨水貯留施設等の設置 に要した費用の2/3(限度 額あり)を補助	計画以上	6,611	H14		[①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の拡充] -「総合治水・雨水対策基本方針」における雨水を「貯める」施策である先行事業に位置づけ、拡充した補助制度を積極的にPRし、設置促進を図り、補助基数が例年の約3倍に増大した。[81件-264件] -事業者からの申請が少なかったことから、更に制度を周知していく必要がある。また、制度の認知度やニーズ等を把握し事業者が特別に参画できるような仕組みを設ける必要がある。 [②今後の取組方針:補助制度の利用促進] - 時的な実績に留まらないよう、新たな広報媒体を検討し、更なる普及促進を図っていく。 -事業者へ制度のPRを実施していくとともに、ニーズ調査を行い、設置促進につながる取組を検討していく。	t

	政策の柱		好循環P		#	業内容	***	R2	004/	日本一		B+1
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	・事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
公共下水道雨水整備計画 の推進	ш-9	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排 水区(市街化区域) の市民	雨水幹線等の整備	計画	777,856	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】 市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線等の整備を 計画的に取り組んだ。 【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】 今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、計画的に取り組んでいく。	
消防力の整備検討	ш-9	消防・救急体制の充実		効果的・効率的な消 防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画どおり	0	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):特定課題を抱える消防施設整備の検討】「宇都宮市消防施設整備方針」において、整備の優先順位が1位である消防局・中央消防署の整備検討を行った。当該施設は洪水浸水想定区域に立地していることから、移転を含めた整備手法について方向性を整理した。 【②今後の取組方針:計画的な消防施設整備の推進】・洪水浸水想定区域に立地している他の消防施設について、災害対応における課題等を整理し、今後の整備内容を検討する。・消防施設が効果的・効率的に機能するよう、大規模改修を基本としながら、整備の優先順位に基づき、計画的に整備していく。	
消防団各分団運営交付金	ш-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団 (定員2,150名)	消防団の各分団での会議 運営・訓練助成	計画	10,810	S51		[①昨年度の評価(成果や課題):円滑な消防分団活動の支援の実施] 消防分団は、それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担っていることから、その運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。 【②今後の取組方針:消防分団活動への支援の継続】 消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要となる経費等への支援を継続していく。	
消防団互助会補助金	ш-9	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団 (定員2,150名)	全団員が加入する消防団 互助会への支援	コロナの 影響に よる 更	0	\$30		【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症に対応した研修等の実施】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定していた消防団員への研修及び福利厚生事業など全ての事業を中止とした。今後、感染症対策を図り、事業の実施時期や実施方法等を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:消防団互助会への支援の継続】 消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、コロナ下での実施時期等を十分に検討しながら、引き続き、互助会の円滑な運営を支援する。	
消防施設整備事業	ш-9	消防・救急体制の充実		消防団施設・車両・資 器材の整備	消防団施設	消防団詰所新築更新によ る消防防災体制の充実強 化	計画 どおり	144,167	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):未耐震詰所の耐震化の実施】 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。 【②今後の取組方針:着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き、計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。	
火災予防事業	ш-9	消防・救急体制の充実		- 火災予防の普及啓 発 - 防火意識の高揚		・幼年消防防火のつどい ・啓発用ポスター・リーフ		1,925	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ下における事業の実施】 ・防火作品・防火標語については、適切な募集期間を設定するなど柔軟に対応することで、コロナ下にあっても、多くの応募があった。 ・また、幼年消防防火のつどいは、新型コロナ感染拡大防止の観点から開催を中止したが、代替の取組として防火教育DVDを作成・配布し、各幼稚園等で活用してもらったことにより、事業の目的を概ね達成することができた。 【②今後の取組方針:より効果的な火災予防と実施手法の調査・研究】 ・失火などの人的要因による火災を防ぐためには、日頃から市民一人ひとりが、防火・防災に関心を持ち適切な対処法を身に付けておくことが重要であることから、引き続き、効果的な火災予防事業となるよう調査・研究しながら事業を推進していく。	

	政策の柱		好循環P		哥	業内容		R2	BB / /	日本一		·
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
婦人防火クラブ助成金	ш-9	消防・救急体制の充実		婦人防火クラブ活動 の活性化	婦人防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開 催 ・防火広報の実施	コロ学習る更	1,350	\$55		【①昨年度の評価(成果や課題):各種研修による婦人防火クラブ活動の支援】 ・新型コロナ感染拡大防止の観点から消防学校一日入校の開催を中止し、消火競技会への出場を辞退したが、その代替の取組として、住宅火災の出以事例を参考に意見交換を行う防火敷室の開催、模擬消火訓練及び119番通報訓練を実施した。 ・また、感染防止対策を講じながら、市内19地区が防火広報を実施するなどにより、事業の目的を概ね達成することができた。 【②今後の取組方針:婦人防火クラブ活動の支援の継続】 ・建物火災における住宅火災の占める割合が依然として高いことから、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動を行っている婦人防火クラブに対し、活動費を助成するなど、引き続き、活動を支援していく。	
普及啓発事業	ш—9	消防・救急体制の充実		災害時における地域 防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・事業所・各地区自主防 災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の 開催	カー カー カー カー サップ カー	96	Н4		【①昨年度の評価(成果や課題):防災リーダーの育成・支援】 ・新型コロナ感染拡大防止の観点からリーダー研修会の開催を中止し、代替の取組として災害時における地域連携をテーマとした研修用DVDを作成・配布し、活用していただくことなどにより、地域や事業所等における防災リーダーの育成支援を行った。また、感染防止対策を図りながら「宇都宮市自主防災会連絡会議」を開催し、防災に関する情報の共有や各地区の連携強化に努め、事業の目的を概ね達成することができた。 【②今後の取組方針・自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 ・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓免事業を推進していく。	
自主防災会活動事業補助金	ш-9	消防・救急体制の充実		災害時における各地 区自主防災会活動の 支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整 備	コロナの 影響る 更	3,900	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防災訓練等の指導・助査による自主防災組織活動の支援】 ・各地区の自主防災会が地域の実情に合った効果的な訓練が行えるよう。企画の段階から積極的に指導・助言を行ったこと により、コロナトにあっても市内15地区が、感染防止対策を講じながら防災訓練や防災セミナーを行ったほか、昨年度から活動費を増額したことにより、各地区において避難所資器材をはじめとする防災資機材等の充実強化を図るなど、事業の目的を概ね達成することができた。 【②今後の取組方針:自主防災会の活動支援の継続】 ・災害時に地域住民が自主的に活動ができるよう。防災訓練の実施や防災資機材の増強等を支援するほか、より効果的な自主防災活動が行えるよう。活動費を助成するなど、引き続き、自主防災会の育成・強化に取り組む。	
消防車両等購入費	Ш-9	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画	450,890	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な消防車両更新による機能の高度化】 ・消防車12台(常備車両5台,非常備車両7台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。 【②今後の取組方針:継続的な消防車両の整備】 ・確実な消防・救急活動の実施に向けた一層の機能充実を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、引き続き、計画的な車両更新の推進に取り組む。	:
防火水槽建設事業	Ш-9	消防・救急体制の充実		大震時における消防 水利の確保	消防水利	防火水槽の建設	計画	10,190	S25		【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の整備強化】 ・防火水槽2基を建設,消防水利の整備強化を図った。 【②今後の取組方針:継続的な防火水槽の建設】 ・大規模地震発生時に予想される水道管の破損による消火栓使用不能に備え,継続的に防火水槽の建設を進め,地震時に有効な消防水利の整備強化に取り組む。	

	政策の柱		好循環P		事	事業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
水防訓練事業	ш-9	消防・救急体制の充実		災害活動における関係機関との連携強化 及び作業能力,技術 の向上	消防職員,消防団員,関係機関(国. 県、市,町)	水防訓練の実施	コロナの 影よ 更	174	S35		【①昨年度の評価(成果や課題):消防団による水防活動体制の充実・強化】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から水防訓練は中止としたが、消防団員に対し、水防活動時に必要な水防工法のマニュアルを 市活用を促し、各分団で訓練を実施した。 【②今後の取組力針:計画的な訓練の実施】 ・気候変動に伴う局地的豪雨や台風によって甚大な被害をもたらす水害の発生に備えるため、より安全・迅速・確実に水防活動が実施できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民の水防に対する理解及び防災意識の高揚を図れるよう、訓練の実施に取り組む。	
防犯灯設置等。管理補助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会等が行う防犯 灯の設置・維持管理 の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に 対する設置補助金の上乗 せ補助・電気料相当分等 の管理費補助) ・補助制度の見直し	計画	154,839	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):LED化率の向上】 ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が約95%となり、LED化が着実に進んだことにより、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。また、今後、LED防犯灯の器具更新が増えることから、LED防犯灯の器具価格を反映した補助金額に変更するとともに、蛍光管からLED防犯灯への交換を促進するため補助制度の見直しを行った。 【②今後の取組方針:補助制度の周知】 ・地域において新しい補助制度が積極的に活用されるよう、字都宮市自治会連合会の会議等を通し、自治会へ補助制度の周知に取り組んでいく。	
防犯カメラ設置等・管理補 助金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		自治会や連合自治会 が行う防犯カメラの設 置・維持管理の支援	自治会等	-補助金の交付(設置工 事費等の補助・電気料相 当分等の管理費補助)	計画どおり	27,986	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援】 ・補助率の上乗せにより、新たに34団体95台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 ・なお、防犯カメラは犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、より一層の普及に向けた支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:地域における設置促進】 ・引き続き、設置等補助金について、時限的な補助率の上乗せを行い、地域における防犯カメラ設置促進に取り組んでいく。	
防犯講習会開催事業	Ⅲ-10	防犯対策の充実		市民の防犯意識の高 揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官のB)による防犯講習会の開催	コロナの 影る 更	662	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数、受講者数ともに減少となったが、新たに金融機関において、年金支給日に合わせた街頭防犯活動を廃棄がするなど、啓発活動の充実を図った。 【②今後の取組方針: 啓発活動の充実】 ・女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。	
暴力団排除対策事業	Ⅲ—10	防犯対策の充実		暴力団の排除に関す る意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設から の利用制限	計画 どおり	102	H23		【①昨年度の評価(成果や課題): 青少年への教育の実施】 ・市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することにより、早期の暴力団排除に関する意識の高揚を図った。 【②今後の取組力針: 市民への広報や青少年への教育等の実施】 ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、中学3年生へのリーフレットの配布のほか、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。	
地域防犯活動促進事業	Ⅲ—10	防犯対策の充実		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	·市民 ·事業者	・全市一斉防犯活動の推 進	コル かいまま アイス	104	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、環境点検活動を実施できない地区が多かったが、各地区においては、小中学校の一斉臨時休業期間に見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動の実施を促進した。 【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】 ・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費	年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		宇都宮防犯協会の運 営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営	計画 り	9,738	S63		【①昨年度の評価(成果や課題): 宇都宮防犯協会の運営支援】 ・地域の防犯活動の推進を図る宇都宮防犯協会への負担金の交付により、市内の全小学1年生へ防犯ブザーの配付や「地域 安全のつどい」の開催が実施されるなど、協会の安定的な運営を支援したほか、地域防犯活動の推進に寄与した。 【②今後の取組方針: 継続した宇都宮防犯協会に対する支援】 ・引き続き、「地域安全のつどい」の開催や地区防犯協会との連携など、当協会の運営を支援していく。	
(公社)被害者支援センター とちぎ負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援 センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画	1,051	H17		【①昨年度の評価(成果や課題)・被害者支援センターの運営支援】 ・犯罪被害者や家族への相談等の支援を行う被害者支援センターとちざへの負担金の交付により、団体の安定的な運営を支援したが、市民ホールや南図書館でのパネル展の開催を支援し、犯罪被害者の理解促進に寄与した。 【②今後の取組方針:継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】 ・引き続き、犯罪被害者等に対する相談業務等や犯罪被害者パネル展の開催など、センターの運営を支援していく。	
幼児対象誘拐防止巡回指 導負担金	Ⅲ-10	防犯対策の充実		栃木県防犯協会が行 う幼児対象誘拐防止 巡回指導に対する活 動支援	(公社)栃木県防犯協会	・負担金の交付	計画	1,804	Н5		【①昨年度の評価(成果や課題)・栃木県防犯協会が実施する事業の支援】 ・防犯意識啓発事業などを行う栃木県防犯協会への負担金の交付により、幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導が実施されるなど、幼児や保護者などに対する防犯意識の高揚に寄与した。・新型コロナウイルス感染症の影響により、巡回指導ができなかった幼稚園・保育園に対しては、広報チラシを配付し、啓発を行った。 【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】 ・引き続き、幼児・児童に対する幼児誘拐防止巡回指導など、当協会の活動を支援していく。	
路上喫煙対策事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		路上喫煙による歩行 者の被害防止対策の 推進		・路面標示及び路上喫煙 等防止立者板の修繕 ・指導員や広報紙等を通 した。条例の周知や喫煙 マナーの啓発	計画どおり	423	H20		[①昨年度の評価(成果や課題)・条例の周知啓発の実施] ・条例の周知啓発については、条例指導員がこれまでの過料徴収の多い場所や通行量の多い場所を重点的に巡回するほか、路面標示や啓発看板による周知などにより、路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。 [②今後の取組方針:関係課と連携した啓発活動の実施] ・引き続き、条例指導員の巡回等による条例周知を行うとともに、違反者に対しては、今後違反行為をしないよう条例の周知や助言を行っていく。	
交通安全運動の推進	Ш−10	交通安全対策の充実		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や 普及啓発活動の実施	のに変りに変	186	S45	独自性	[①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚] ・市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守を推進するため、地域や警察等と連携しながら、春、秋、年末の交通安全運動期間に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、交通安全運動を実施した。・ ・鉄酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全街頭活動の回数は減少したが、実施箇所を見直したうえで、近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携して行った。 [②今後の取組方針:地域等と連携した交通安全の普及啓発] ・交通安全運動期間に、地域等と連携した交通安全の普及啓発] ・交通安全運動期間に、地域等と連携した交通安全の普及啓発] ・交通安全運動期間に、地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
事業名	- 基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	概算 事業費 (千円)	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
交通安全教育	ш-10	交通安全対策の充実	戦略事業	交通ルールの遵守及 び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各 年代に応じた交通安全教 室の開催	コルチのである。コルドル・コルチのでは、カーリーのでは、カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・	4,485	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】 ・人の成長過程に合わせ、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通 安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い不慣れな道路を通行する中学校・高校1年生に対する自 転車安全利用チランを活用した教育を実施することにより、交通レールの遵守につなげた。・ 新型コレナウイルス感染症の影響により、交通安全教室は前年度と比較して開催回数が半減したが、小学4年生対象の自転 車免許事業については、対面で実施できない学校向けにDVDを作製し、教育の機会を確保した。・ 民間企業と連携しながら、中高生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、チランを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組んだ。、中高生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、チランを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組んだ。 ・本市における交通事故の現状等を踏まえ、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者をターゲットとし、新たな手法を用いた交通安全教育を選集する必要がある。 ・LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備など今後の本市の社会・交通情勢の変化を捉え、LRTに関する交通ルールについて、周知を徹底していく必要がある。 ・LRTをはじめとする公共交通を対方にから、変更を対方にないて、動画やVRなどにで活用した交通安全教育について、関係団体等と意見交換を行いながら、検討・実施していく、財子機関、団体と連携しながら、動画等を使った交通安全教育の内容や対象者等について、特に開業前に集中の同知に向け、関係機関・団体と連携しながら、動画等を使った交通安全教育の内容や対象者等について、特に開業前に集中的に検討・実施していく。	
交通指導員制度	Ⅲ—10	交通安全対策の充実		通学路における安全 確保	児童等	通学路における交通指導 員の立哨活動	計画	2,239	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):交通指導員の配置による通学路の安全確保】 - 登校時に危険箇所において交通指導員が交通安全指導を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、交通指導員の適正 配置に努め、通学路における安全の確保に寄与した。 【②今後の取組方針:交通指導員の適正配置と資質向上】 - 交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修会の開催等 により交通指導員の資質の向上を図っていく。	
交通安全推進協議会連合 会補助金	Ⅲ—10	交通安全対策の充実		地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議 会連合会	補助金の交付	計画	1,756	S57		[①昨年度の評価(成果や課題):地域における交通安全意識の高揚] ・地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会が実施している危険箇所への交通安全啓発看板の設置やストップマークの表示、交通安全教室の開催等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進した。 [②今後の取組方針:交通安全推進協議会主催事業への支援] ・交通安全推進協議会主催事業の支援を行い、地域の交通安全活動の充実を図っていく。	
交通指導員連絡協議会補 助金	Ⅲ—10	交通安全対策の充実		通学路における安全 確保	交通指導員連絡協 議会	補助金の交付	計画 どおり	440	S45		[①昨年度の評価(成果や課題):通学路における安全確保] ・地域等で活用してもらう横断旗の作製・配布を従来通り実施し、交通指導員連絡協議会が実施する事業に対し支援を行うことにより、児童を中心とした歩行者の安全確保を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修は開催できなかったが、新規任用者については説明会開催や教育資料送付・自宅での学習により、資質の確保に努めた。 [②今後の取組方針:交通指導員連絡協議会主催事業への支援] ・交通指導員連絡協議会主催事業の支援を行い、会員活動の活性化や資質向上を図っていく。	
交通事故多発地点の安全 性向上事業	Ⅲ—10	交通安全対策の充実		交通事故多発地点に おける安全性の向上	市道路利用者	交通事故多発地点における交通安全対策の実施	計画	764	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):交通事故多発地点における安全性の向上】 ・第10次字都宮市交通安全計画に基づき、平成30年に対策を完了した交通事故多発地点(平成24~27年)6箇所については、安全性を確保していることを確認した。 ・交通死亡事故が起きた際の現場診断や通学路合同点検、地域住民から要望のあった箇所等に、地域や道路管理者、警察と連携しながら、看板設置等の対応を行った。 【②今後の取組方針:対策後の効果検証】 ・第11次字都宮市交通安全計画に基づき、交通事故の発生状況や新たにICTを活用した走行データ等の分析を踏まえ、対応すべき箇所や対策を検討していく。	廃止 終了

	政策の柱		好循環P		事	業内容	市業の	R2	開始	日本一		日本」
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	・事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
自転車放置防止対策事業	Ⅲ—10	交通安全対策の充実		適切な道路通行空間 の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知・市内の自転車放置禁止 ・市内の自転車放置禁止 区域・規制区域内の放置 自転車撤去	計画	24,523	S63		【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】 ・放置防止指導及び、市内高等学校等へ駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、禁止区域内に駐輪されている自転車の1 即時撤去,を定期的に実施したことにより放置自転車は減少した。 【②今後の取組方針:放置禁止区域等周知及び適正化】 ・今後は、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、概ね月2回の「即時撤去」実施と併せて、周辺の駐輪場の案内を行うことでの利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。	
交通安全施設整備事業	Ⅲ-10	交通安全対策の充実		交通事故の防止 通行の安全確保	市民,道路利用者	・交通安全施設の整備	計画	183,260	S45		[①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備] ・交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるよう区画線の更新や道路反射鏡の設置をしたほか、横断歩道橋の新設工事等に着手するなど様々な交通安全施設の整備を実施した。 [②今後の取組方針:計画的な交通安全施設整備の実施] ・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等に加え、通学路合同点検等の結果や地域からの意見を踏まえながら、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで、より効果的な整備を実施していくとともに、横断歩道橋の新設工事等について早期完了を目指す。	
消費生活相談事業	ш-10	消費生活の向上		消費者被害の救済	消費者	- 消費生活相談の実施	計画どおり	233	S56	先駆的 トップクラ ス		<u>.</u>
消費者教育・啓発事業	ш—10	消費生活の向上		消費生活の安全確保	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・親学山前講座の開催 ・家庭和 ・家庭の教 ・家庭のを ・家庭の ・家庭の ・家庭の ・家庭の ・ 京 ・ 京 ・ 京 は 、 京 は 、 京 は 、 京 は の も 、 で 、 成 、 、 成 も 、 の も 、 、 、 、 、 む も 、 は 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、	コレデの 影よる 更	3,756	S52		(①昨年度の評価(成果や課題):消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、若年層への消費者教育の実施、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び消費者への提供】・高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報島、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。出前講座については、コロナ橋においても、音声データ、啓発資料の提供や校内放送を活用して実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。・今和年からの成年年齢の引き下げを見据え、高校・専門学校・大学等を対象に、県においては、出前講座や啓発リーフレット等の配布などにより消費者教育を実施しているところであるが、本市においても、インターネットやスマートフォンを介した定期購入や、副業や投資のノウハウ等の情報機構などの著者が遺しやすい契約に関するトラブルなどについて出前講座を行うととして、内関係課と連携して啓集冊子を作成、配布するなど、若年層への消費者教育に取り組んだ。・自然災害による被害やが型コロナウイルス感染症拡大に関連した生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。・成年年齢の引き下げが間近に迫っていることから、若年層を始め、広く市民により一層の幅広い周知啓発が必要である。【②今後の取組方針・様々な機会を活用した啓発事の実施、若年層への周知啓発、災害等の発生時における消費生活に関する目や検えどの動向等の情報収集及び消費者への提供】・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。・成年年齢の引き下げについては、若者のみならず、親権者等を含めた市民全体に影響があることから、特に、高校・専門学校・大学等への出前講座の実施や庁内関係課と連携を図るなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知を発を行っていく。 ・引き続き、災害等の発生時において、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。	F

	政策の柱		好循環P		事	業内容	市業の	R2	884/	日本一		日本
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
消費者取引適正化事業	Ⅲ-10	消費生活の向上		消費者の生命・身体・財産の安全確保		・家庭用品品質表示法、 消費生活用製品安全法、 電気用品安全法に基づく 立入検査の実施	計画	19	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査の実施による商品の取引状況の確認】 ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、特定された商品の取引状況について適正であることを確認した。 【②今後の取組方針:計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】 ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。	
特殊詐欺対策事業	Ⅲ—10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然 防止	消費者,特殊詐欺被 害防止に取り組む事 業者	・密発物品の配布 ・特殊詐欺 啓発チラシの 配布 ・1 特殊詐欺被害防止協 力店登録事業」の実施	計画どおり	472	H28		【①昨年度の評価(成果や課題): 啓発チラシ等の配布や「特殊詐欺被害防止協力店」との連携による消費者への啓発の実施】 ・啓発物品や啓発チラシを消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うな ど、協力店と連携した消費者への啓発を実施した。 【②今後の取組方針: 啓発チラシ等の配布や特殊詐欺被害防止協力店と連携した被害の未然防止】 ・引き続き、啓発物品や啓発チラシ等を消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。	
特殊詐欺擊退機器等購入費補助金	ш—10	消費生活の向上		特殊詐欺被害の未然 防止	65歳以上の市民	・特殊詐欺撃退機器を購入・設置する費用に対し 補助金を交付	計画どおり	5,963	RI		【①昨年度の評価(成果や課題):「特殊詐欺擊退機器」の普及促進】 ・「特殊詐欺擊退機器購入費補助事業」について、広報紙、ホームページ等の各種媒体による広報・周知や、電気店、特殊詐欺被害的協力店等への協力依頼、足生委員・児童委員等への周知により、「特殊詐欺擊退機器」の普及促進を図り、目標400件を上回る補助金空付件数となった。 ・特殊詐欺被害者の多くが高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺擊退機器の効果を広く周知し、機器の更なる音及促進を図る必要がある。 【②今後の取組力針:「特殊詐欺擊退機器」の更なる普及促進】 ・電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺擊退機器が有効であることから、引き続き、「特殊詐欺擊退機器等限入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知していく。また、広報紙、ホームページ等の各種媒体や、新たに公共交通機関を活用し、機器の特徴やすでに利用している方の「不審な電話が減って安心」などの声を紹介するとともに、特殊詐欺の事例や機器の警告メッセージの音声データ等を活用し、特殊詐欺被害や機器の機能を体感していただくなど、機器の効果を広く周知し、更なる普及促進を図っていく。	
計量器定期検査事業	Ⅲ—10	消費生活の向上		適正な計量の推進		・計量法に基づく定期検査の実施	計画	869	S28		【①昨年度の評価(成果や課題):定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認】 ・適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。 【②今後の取組方針:計画的な定期検査や立入検査の実施】 ・引き続き、計画的に定期検査や立入検査を適正に実施していく。	
家庭用品検査	Ⅲ-10	消費生活の向上		乳幼児衣類等の家庭 用品における健康被 害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法 使用品の力・現外の大利 品等を試置し、ホルムア ルデビド等の有害物質の 含有状況を検査	計画どおり	32	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):乳幼児用太類や家庭用エアゾル製品など家庭用品の有害物質の検査実施】 ・皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児用衣類や家庭用エアゾル製品の試売検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。 【②今後の取組方針:家庭用品の試買検査の実施】 ・家庭用品における健康被害を未然に防止するため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査する。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容		R2		日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
食品衛生検査事務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの 提供	·食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施と データ提供	計画どおり	15,851	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】 ・野草の誤食を原因とする植物性自然毒の検査法を確立し、食中毒検査の項目を拡充するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施し、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、かんきつ類中の防かび剤と残留農薬の同時試験法の検査法を確立し、検査精度の向上を図るとともに、学会で発表するなど、調査研究を推進した。 【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】 ・食品安全確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度~6年度)に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、A型肝炎ウイルス検査法の確立や残留農薬検査に係る農産物の品目拡充など、引き続き、調査研究に取り組んでいく。	
食品衛生·感染症対策推進 事業	Ⅲ — 10	食品の安全性の向上		病原体を取扱う医療 従事者に対する技術 支援及び市民向け情 報発信	市民, 事業者	・病原体を取扱う医療従 事者向け検体取扱研修 の実施 ・ 原本 ・ 市民向け夏休み親子 教室の開催 ・ ホームページに食品Q &Aを掲載	計画どおり	43	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実】・新型コロナウイルス感染症のPCR検査を行う医療機関に対し、検体の適正な取り扱いについて技術支援を行うことにより、感染防御に対する資質向上が図られた。 感染防止が満たして人数を制限し、人との接触機会をなくすよう内容を変更したうえで、市民向けに出前講座を開催したほか、生涯学習課と連携し、地域の小学生を対象に科学体験教室を開催することにより、食中毒や感染症等に対する正しい知識の普及が図られた。 【②今後の取組力針:研修指導及び情報提供の推進】・事業者向け技術支援研修及び市民向けの出前講座や科学体験教室等について、専門的な用語をより分かりやすく情報提供がまとともに、事業者または市民のニーズに応じた内容を盛り込むなど、内容の充実を図りながら、引き続き、研修指導や情報発信に取り組んでいく。	
食品衛生監視指導業務	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び 学校 病院 社会福 社施設等の集団給 食施設	・食品営業施設等の監視 及び収去検査(食品抜き 取り検査)	コロナのに変更	2,923	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題)、監視指導・収去検査の効果的な実施】 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じ、食品衛生監視指導を行うこととしたことから、監視件数は食品衛生監視指導計画の 9割程度、収去検体数は了割程度の実施となった。魚介類取扱施設や大規模イベントに関連する宿泊施設、弁当調製施設な どを対象に監視を実施し、また、市内流通食品等に重きを置いて収去検査を実施した結果、食中毒発生件数が2件となるな ど、食品の安全確保の推進が図られた。 【②今後の取組方針:効果的な監視及び収去の実施】 ・食品の安全確保の推進のため、近年、多発しているアニサキス食中毒や大規模食中毒事件となることが多いノロウイルス食 中毒対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大規模イントに関連する宿泊施設及び弁当調製施設を対象とする など、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施する。	
食品健康危害防止対策	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		HACCPによる衛生 管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理 の推進	コロナの で変 を 更	2,919	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):HACCP導入の促進】 ・大規模事業者は、HACCPによる衛生管理の導入が促進され89施設となった。小規模事業者については、コロナ対策のため、参加人数を制限しつも食品衛生責任者再教育講習会の開催を増やしたほか、施設監視時や窓口相談時に必要な助言を行ったことにより、令和元年度、令和2年度合わせ概ね予定どおり7,948事業者にHACCPによる衛生管理の導入促進が図られた。令和3年6月に、原則として全ての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務化されることから、HACCPの導入・定着ができるよう支援することが必要である。 【②今後の取組力針、全ての食品等事業者へのHACCP導入の促進】・全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の導入・定着をさせるため、法改正によるHACCP制度化の周知徹底の個別通知を行うとともに、営業許可の手続き時や施設監視時にHACCPの導入状況を確認や助言を行うことにより、事業者への支援を実施する。	
自主管理体制の強化推進 事業	Ⅲ-10	食品の安全性の向上		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した返回指導等の実施	計画どおり	3,773	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】 ・食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にあたる食品衛生指導員に対する研修会等を開催したことにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。 【②今後の取組方針:食品衛生協会との連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】 ・事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容		R2	8817	日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ—10	食品安全性の向上		食品安全に関する情 報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌 への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、 食品安全フェア、消費者 教室、食品安全フェア、消費者 教室、食品安全フェア、消費者 教室、食品安全では消失会 により、 の関係 をした。 の関係 をした。 の関係 をした。 の関係 をした。 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係 の関係	コロナのに変更	690	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、食品安全講演会や食品安全フェアなどのイベントを中止したほか、出前講座や食品安全ゼミナールなどにおいて、申込みが減少したことなどから、食品安全に関する情報発信の機会は減ったが、参加人数の制限やグループワークの中止などの感染対策を講じながら、出前講座等を継続するとともに、ホームページや情報誌の活用を行ったことにより、食品安全に関する情報提供を維持できた。 ・今後は、新しい生活様式に対応した情報提供方法を検討する必要がある。 【②今後の取組力針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】 ・コロナ禍における食品安全に関する情報提供の推進のため、引き続き、感染対策を講じた出前講座や食品安全ゼミナールを開催する。 ・新しい生活様式に対応した情報提供方法について検討していく。	
食品衛生検査施設信報性 確保	Ⅲ—10	食品の安全性の向上				・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、 内部点検及び外部精度 管理調査を実施	計画が	185	Н9		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】 ・食品衛生検査施設の立ち入りによる定期的な内部点検により構造設備の管理及び各種書類の記載等が適切に行われていることを確認し、精度管理調査により検査データの信頼性を確保できた。 【②今後の取組方針:食品衛生検査施設の信頼性確保業務の実施】 ・検査施設の信頼性の確保を図るため、食品衛生検査施設に対し、食品を取扱う検査等の業務管理について定期的に内部点検を行うとともに、外部及び内部精度管理調査を実施する。	
衛生施設整備事業	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		斎場の整備及び霊園 の保全	斎場及び霊園の利 用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画が	340,248	Т5		【①昨年度の評価(成果や課題):斎場整備費用の支払及び霊園保全状況の把握】 ・斎場整備費用について、支払計画に基づき支払いを行い、また、霊園については、利用者の安全性を確保するため、北山霊園屋外トイレ改修工事に着手した。 ・霊園においては、老朽化が進んでいることから、利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕する必要がある。 【②今後の取組方針:霊園保全状況の把握・対応】 ・霊園については、利用者が安全・安心に利用できるよう、指定管理者等と連携し、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕するための検討を行う。	
霊園建設事業	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としてい る市民	・霊園の整備	計画	38,255	Н4		【①昨年度の評価(成果や課題):墓地の安定的な供給】 ・墓地の需給状況に応じた整備を実施し、市民に墓地を安定的に供給した。 ・市民ニーズ等に応じた墓地基数を、安定的に供給する必要がある。 【②今後の取組方針:市民ニーズ等に対応した墓地の整備】 ・墓地の供給実績や市民ニーズ等を踏まえ、計画的に整備していく。	
生活衛生関係施設の監視・ 指導	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の 改善	生活衛生関係施設 (理美容, クリーニング, 旅館, 公衆浴場, 興行場) の設置者	施設の衛生状態の確認 及び指導の実施	計画どおり	284	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題)、監視・指導の定期的実施】 ・生活衛生関係施設の監視を計画的に実施することにより、施設の衛生状況等の改善が図られた。 【②今後の取組方針:衛生的な生活環境の確保の推進】 ・市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視指導を定期的に実施する。	
水道施設に対する監視・指導	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用 水道、小規模水道、 小規模所水槽水道、 飲用井戸の設置者		計画	94	Н8		[①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施] ・水道施設の監視を計画的に実施することにより、施設の衛生状況等の改善が図られた。 ・設置者による自主的な法定検査が必要な簡易専用水道については、受検率向上が課題となっている。 [②今後の取組方針: 飲料水の安全確保の推進] ・飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的に実施する。 ・簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、法定検査の実施の実態を調査し、未受験施設の受検を促す。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	***	R2	88 +/-	日本一		B+1
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	- 事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
建築物の衛生的環境の確 保対策事業	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		建築物の衛生的環境 の確保	特定建築物(大規模 建築物),建築物の 衛生管理にかかる 清掃業者・水質検査 等の登録業者	冷却塔のレジオネラ属菌 の検査及び登録業者の 機関の保管状況等の確	コロナの 影響に よる 更	162	Н8		[①昨年度の評価(成果や課題):立入検査、報告の徴収の実施] ・新型コロナウイルスの感染状況に応じ、特定建築物の監視を控えたことから、件数が前年よりも減少した。 [②今後の取組方針:特定建築物の衛生的環境の維持、向上] ・今後は、建築物の衛生的環境の確保を図るため、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、施設の繁忙時期を勘案しながら、特定建築物の監視指導やレジオネラ検査等を実施する。	
衛生害虫に関する指導・啓 発事業	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		衛生害虫による事故の防止		衛生害虫の駆除依頼及 び衛生害虫相談室の紹 介	計画 どおり	353	Н8		[①昨年度の評価(成果や課題):衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止] ・市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。 [②今後の取組方針:所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進] ・衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。	
飼えなくなった犬猫などの 引き取り	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫 等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の 引取り及び終生飼養の普 及啓発	計画	8,352	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】 ・犬猫の飼い主への適切な飼養の普及啓発を実施したことにより、適正飼養、終生飼養がなされ、犬猫の引取り数の削減が 図られた。 【②今後の取組方針:飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。	
飼い犬等の不妊手術費補 助金	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		大猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた 犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成 金の交付	計画どおり	5,860	Н7		[①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知] ・犬猫の飼い主の繁殖制限などの適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知] ・犬猫の飼い主の繁殖制限などの適正飼養意識を醸成し、不妊手術費に対する助成制度を周知することにより、申請に応じた助成が適切に行われ、犬猫の繁殖制限の推進が図られた。 ・コロナ禍において、市民が自宅で過ごす時間が増えたことなどを要因に、飼養する犬猫の頭数は増加傾向にあることから、不用意な繁殖の防止を徹底し、適切な助成を維持する必要がある。 [②今後の取組方針:助成制度の利用促進の推進] ・犬猫の繁殖制限の推進のために、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに、助成制度を周知し、適切に補助を実施する。 ・不用意な繁殖を防止するため、犬猫の飼い主に対して、実施時期など不妊手術の必要性、重要性を周知していく。	
栃木県動物愛護フェスティ バル開催負担金	ш—10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及 啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバル の共催	コロナの 影響に よる更	400	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護フェスティバルの実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、動物愛護フェスティバルが中止となり、この事業による動物愛護思想の普及啓発の推進が図られなかった。 【②今後の取組方針:関係機関等と連携した効果的な啓発】 ・今年度は、動物愛護思想の普及啓発の推進のために、関係機関等と連携協力して感染対策を講じた上で効果的に動物愛護フェスティバルを実施する。なお、新型コロナウイルスの影響により開催が困難な場合は、市ホームページへ当該フェスティバルで用いる動画や啓発資料を掲載するなど、効果的な方法で実施する。	
狂犬病予防対策	Ⅲ—10	生活衛生環境の向上		狂犬病発生による健 康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及 び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注 射の促進及び野犬の捕 獲	コロナの 影響で よる 更	30,916	Н8		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、春の集合注射の約75%の日程が中止となったが、秋に臨時集合注射を実施し、予防接種率の大幅な低下を防止できた。 ・飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られたが、予防注射頭数は減少しており、予防注射の実施率の向上が課題となってる。 【②今後の取組方針・狂犬病予防接種率の向上の推進】 ・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	市業の	R2	88 4/5	日本一		日本
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
動物愛護推進事業	ш-10	生活衛生環境の向上		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各 種講習会の実施及び譲 渡動物情報の周知	コロナの影とる更更	1,616	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、各種講習会やイベント、譲渡金の多くを中止したが、実施可能なものについては、講習会形式から個別相談形式に変更し、感染対策を講じた上で、動物愛護思想の普及啓発を図った。また、ミルクボランティア事業(市内の協力動物検院で生まれてまもない予猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)により、譲渡の促進が図られた。・・飼いまが自らの責任のもと、適切にベットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発する必要がある。・・収容する犬猫の譲渡の推進に当たり、それらの適正な健康管理や飼養など行うため実施する現有施設の増築改修工事について、進捗や実施設計との適合を確認するとともに、工事期間中においても捕獲等される犬猫を適切に保管する必要がある。 【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】・動物愛護思想の普及容発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を実施するほか、関係機関と連携し定期的な譲渡を中、シルクボランティア事業を円滑に実施するとともに、市主催の総合防災訓練などを活用し、ベットのしつけや健康管理、備蓄品の確保などについて普及啓発を実施する。・・令和3年度中の動物愛護管理施設の増築改修工事の完成に向け、建築課と密に連携し進捗管理を行うとともに、工事期間中の犬猫について関係機関と調整し適切に保管する。	改善
負傷動物の収容	Ⅲ-10	生活衛生環境の向上		所有者等への返還、 譲渡等による当該犬 猫の生存の機会拡大		動物の収容及び応急処置	計画	370	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】 ・公共の場所で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急措置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大が図られた。 【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】 ・所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会の拡大のために、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を実施する。	
市民憲章推進協議会補助金	Ⅲ-11	協働によるまちづくりの推 進		市民憲章が目指す 「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画	2,753	\$55		[①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の推進] ・市民憲章に掲げる「明るく、楽し、美しいまちづくり」の実現に向け、新たに作成した市民憲章啓発用パンフレットやPR動画の活用により、市民憲章の周知容発を図った。 ・市民憲章の書及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めていく必要がある。 [②今後の取組方針:市民憲章の書及啓発] ・構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の書及啓発を図っていく。	
まちづくり活動応援事業	ш−11	協働によるまちづくりの推 進	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加 する「きっかけ作り」と 活動継続の「励み」の 創出	·地域団体	・まちづくり活動情報の発信・入手 ・まちづくり活動への参加機会の創出	計画	15,208	R1	独自性先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):まちづくり活動応援事業の推進】 ・地域団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、ホームページ・SNSなどを活用した事業周知のほか、活動事例 集・事業PR動画を作成し、新たな音及啓発の充実を図った。 ・総続約にまちづくり活動が援事業を推進するため、地域団体等に対する説明会開催の働きかけや、SNSなどを活用した事業 周知など、市民への参加登録を促していく必要がある。 【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の周知啓発】 ・活動者の「励み)や実施団がで活力向上」につながるよう、地域行政機関と連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を 活用し、地域活動団地に対か了活力向上」につながるよう、地域行政機関と連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を 活用し、地域活動団地に対かする事業の理解促進を図るとともに、まちづくりセンターやSNS等を通じたNPO、企業等への参加 促進など、効果的な方策を検討し、実施していく。	
市民活動助成事業助成金	Ⅲ—11	協働によるまちづくりの推 進		市民活動団体の自立 化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対 する財政支援	計画	1,129	H15		[①昨年度の評価(成果や課題):市民活動団体の活性化の促進] ・市民活動団体に事業の周知を実施した結果、10団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、市民活動団体の活性化・自立化の促進を図った。 ・市民活動団体が継続的に活動できるよう、団体の活動実態に応じた支援内容の見直しを図る必要がある。 [②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援] ・市民活動団体が、活動を持続し、将来的に自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、申請促進に努めるとともに、財政支援内容などを見直すことにより、制度の充実を図っていく。	拡大

	政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2	P8 +44	日本一		目広し
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
まちづくりセンターの運営	Ⅲ—11	協働によるまちづくりの推 進		まちづくり活動の活性 化	·市民 ·地域活動団体 ·非営利活活動団団体 ·企業 ·大学	まちづくり活動の支援	計画 どおり	29,100	H23		[①昨年度の評価(成果や課題):市民協働のまちづくり活動への参加促進] ・市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談対応やボランティア等の人材育成支援などに取り組んだ結果、高い水準の利用者満足度を維持することができた。 ・地域活力の維持・向上に向けた支援の充実を図るため、地域団体等の運営や団体間の連携などを支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化支援】 ・引き続き、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組むとともに、まちづくり活動の授事業を活用し、地域団体、NPO、企業等のまちづくり活動への参加促進を図っていく。	
宇都宮市自治会連合会補 助金	Ⅲ −11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・自治会活性化の促 進	·宇都宮市自治会連 合会 ·地区連合自治会 ·単位自治会	・宇都宮市自治会連合会 の活動への支援 ・自治会加入促進	計画 どおり	59,154	S54		[①昨年度の評価(成果や課題):自治会活性化の促進] ・宇都宮市自治会連合会等に対する運営や安全安心につながる活動への助成により、自治会活動の活性化を図った。 ・市民生活にもっとも身近な自治会への加入促進や魅力づくりを支援することにより、地域コミュニティの活力維持や活動の活性化を図っていく必要がある。 [②今後の取組方針:自治会活性化への継続支援] ・引き続き、宇都宮市自治会連合会等の運営や活動への助成を継続するとともに、「自治会加入促進・活性化業務」により得られた成果をもとに、自治会の魅力づくりや活動の見える化等の支援と充実を図っていく。	拡大
自治会の活性化支援 (加入促進)	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・自治会活性化の促 進	単位自治会	自治会加入促進·活性化 業務	計画	1,000	R2		[①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動の活性化の促進] -「自治会加入促進に向けたアドバイザー派遣」及び「自治会活性化支援(ワークショップ等の開催)」により、自治会加入促進や活動の活性化につながる新たな取組モデルを整理した。 - 継続的な自治会加入促進や活動の活性化にあたっては、宇都宮市自治会連合会等との連携により、得られた成果を全市に広げていく必要がある。 【②今後の取組方針:自治会活動の活性化支援の継続】 - 宇都宮市自治会連合会補助金の充実を図ることで、全市的な自治会活動の活性化支援に取り組んでいく。	
自治会の活性化支援 (自治会活動表彰)	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・自治会活性化の促 進	単位自治会	自治会活動表彰	計画 どおり	76	H18		[①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動活性化の促進] ・安全安心で住み良い生活環境の維持につながる優良な活動を行った自治会を表彰するとともに、その活動内容をまとめた 事例集を全自治会へ配布するなど、広(周知することにより、自治会の活性化を促進した。 ・自治会活動の担い手確保や、参加者の高齢化・固定化などの課題解決や活動の活性化に向け、支援の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:自治会活性化の継続】 ・引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、地域行政機関による相談支援や優良活動事例の 紹介などの支援を継続していく。	
地域集会所等建設推進事業補助金	Ⅲ-11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・自治会の活動場所 や地域住民の居場所 の整備促進	単位自治会	地域集会所建設のための 補助	計画 どおり	21,738	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動拠点の整備促進】 ・地域集会所等建設にかかる助成により、自治会活動拠点の整備促進を図った。 ・支援を必要とする自治会が本制度を活用できるよう、周知等に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:自治会活動拠点整備の継続支援】 ・引き続き、制度の周知に努めていくとともに、空き家再生支援事業等とも連携しながら、自治会活動拠点の整備促進を図っていく。	

Ī		政策の柱		好循環P		事	業内容		R2	BB 14	日本一		·
	事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
	B域まちづくり計画の策定 援	ш−11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修 会へのアドバイザーの派 遣	計画り	-	H18		[①昨年度の評価(成果や課題):地域まちづくり計画の理解促進] ・地域まちづくり計画の未策定地区を対象として、計画策定の目的や必要性への理解促進を図るために研修会を開催し、計画策定促進に向けた意識醸成を図ったことにより、新規着手地区が2地区増加した。 ・複雑多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まグもり計画策定の促進とともに、策定済地区における計画の進行管理等を支援の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:計画未策定地区への策定着手支援】・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていく。 ・策定済地区に対して、地域行政機関による地域まちづくり計画の進行管理等の支援の充実を図っていく。	
t	8働の地域づくり補助金	ш—11	地域主体のまちづくりの促進	戦略事業	・特色ある地域づくり 活動の促進 ・地域まちづくり計画 の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	げ. ま.お り	70,491	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):特色ある地域づくり活動の促進】 ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介などの支援により、特色ある地域づくりの促進を図った。 ・補助対象として、新たに、感染防止対策に必要となる衛生機材等を加えることにより、活動再開に向けた環境づくりを支援した。 ・地域主体のまちづくりの促進に向け、地域まちづくり組織の企画・運営力の向上などの機能強化と活動の活性化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:地域主体のまちづくりへの継続支援】 ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域特性を活かしながら、地域主体のまちづくりに取り組めるよう、地域まちづくり間電策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、支援の充実を行っていく。	
= 3	ミュニティ助成事業補助	ш−11	地域主体のまちづくりの促進		・地域まちづくり組織 等の活動拠点の機能 充実	地域まちづくり組織	・まちづくり活動に必要な 設備・備品購入費や活動 拠点の整備費を助成	計画	14,800	S60		【①昨年度の評価(成果や課題):地域活動拠点の機能充実】 ・(財)自治総合センターの助成制度を活用し、コミュニティ活動に必要な備品の購入や活動拠点の整備を支援することにより、市民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図った。 ・継続して補助制度を活用できるよう、果や(財)自治総合センター等と連携を図り、支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:地域活動拠点の機能充実に向けた継続支援】 ・特定財源である(財)自治総合センターの助成制度の有効活用に努め、地域活動拠点の機能充実に向けた支援を継続していく。	
	3域コミュニティセンター等 設整備	ш−11	地域主体のまちづくりの 促進	戦略事業	・地域活動の活発化 や利便性の向上	・市民・地域まちづくり組織・センター利用者・団体等	地域コミュニティセンター 等施設整備	計画	66,427	H14		[①昨年度の評価(成果や課題):地域コミュニティセンター等施設整備及び維持・修繕] ・エレベーターが未設置である地域コミュニティセンターにおいて、エレベーターの設置工事及び実施設計を行うことにより、施設利用者の利便性向上を図った。 ・利用者の利便性確保に向けては、地域コミュニティセンター等の維持・修繕に計画的に取り組んでいく必要がある。 [②今後の取組方針:地域コミュニティセンター等の計画的な維持・修繕] ・引き続き、地域コミュニティセンター等の計画的な維持・修繕により、施設利用者の利便性確保を図っていく。	
-	:河内梵天祭り交付金	ш−11	地域主体のまちづくりの促進		地域主体のまちづくりの促進	・梵天祭り実行委員 会 ・梵天祭り来訪者	梵天祭り実行委員会への 運営支援	コロナの 影響る 更 更	0	H19		[①昨年度の評価(成果や課題):各種おもてなしによる来場者の満足度向上] ・新型コロナウイルス感染症の影響により、梵天祭りの開催が中止となった。 ・教天祭りを通じて地域活性化しながら、地域主体のまちづくりを促進する必要がある。 [②今後の取組方針:事業周知等への支援] ・国や県、市の感染症対策の動向を注視し、実行委員会に適宜情報提供するとともに、地域の伝統文化継承に資するまちづくり活動を支援する。 ・ホームページやSNS等を活用し、梵天祭りや地区の伝統文化等を広く周知できるよう、実行委員会を支援する。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容	***	R2	884/	日本一		B+1
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	・事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
集団広聴事業(まちづくり 懇談会等)	ш-11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共 催亡よる「まちづくり懇談 会」や、軽食をとりながら 気軽に市長と語りあう「市 長とトーク」を実施する。	コルデーのである。コルデールでは、コルデーのでは、コルデールでは、カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・	0	н11		【①昨年度の評価(成果や課題):今後4年間の開催内容等の整理、安全・安心に参加できる感染防止策等の検討、若い世代の参加低調】 ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、「まちづくり懇談会」及び「市長とトーク」は全て中止した。 このうち、「まちづくり懇談会」については、これまでの取組の評価や地域の意見を聴取し、今後4年間の実施内容について整理した。 ・集団広聴事業において、市民が安心・安全に参加できるよう新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、感染状況を踏まえながら事業の実施の可否を検討していく必要がある。 ・また、集団広聴事業における若い世代の参加促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:感染防止対策の徹底、開催可否の適切な判断、若い世代の参加促進に向けた働きかけ】 ・まちづくり懇談会については、提案された意見を市政に反映するなど一定の事業目的は達成されており、地域においても、従来通りの開催を望む声が多いことから、今後4年間についても、元をの事業目的は達成されており、地域においても、従来通り側側を望む声が多いことから、今後4年間についても、元をのと同様の内容により実施していく。 ・まちづくり懇談会においては、「宇都宮市地域活動ガイドライン」等を踏まえた感染防止策を全ての地域において譲じるとともに、開催の可否については、枯水果が示する事故度レベルに応じた開催基準に加え、地域の意向を伺いながも判断していく。 ・若い世代の参加を促進するため、市ホームページ等による既存の周知方法に加え、SNSの活用や市内大学との連携した周知強化に取り組むほか、育成会などの地域団体への呼びかけや、若い世代の意見の提案について協力を呼びかける。	
市政情報コールセンター事業	ш-11	市民の市政への参画促進		市民サービスの向上	市民	市政情報に関する定型的な問い合わせに対応するコールセンターを設置。対応マニュアルとなる「まくある質問(不の)等により、問い合わせに回答する。	計画どおり	168	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):市民に提供する情報の充実】 ・「よくある質問(FAQ)」については、コールセンターオペレーターが電話応対時に使用するほか、市ホームページ上で公開し 市民も閲覧できることから、広報広聴主任者会議や全庁掲示版を活用し、FAQ作成課に対し適正管理を依頼した。 ・問い合わせ受付件数に対し、ワンストップ率は増加(1.1%増)しており、市民からの問い合わせに対し、的確かつ迅速に対応した。 【②今後の取組方針:FAQの適正管理と内容の充実】 ・わかりやすく充実した市政情報を提供するため、引き続き、市政情報コールセンターの円滑な運営を図る。 ・FAQの適正管理のほか、新規事業で問い合わせが多く寄せられると想定されるものについては、FAQの新規作成等について検討するよう、統一的な対応を図る。	
宮だより(ふれあい通信, 市長へのメール, 市長への ファクスなど)事業	Ⅲ—11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等), 市長へのFAX、市長への 電子メールによる市民か らの声を聴取する。	計画どおり	6	H11		[①昨年度の評価(成果や課題):迅速な対応・回答の実施、意見の公開] ・新型コロナウイルス感染症に関するご意見等が多数寄せられ、宮だより受付件数は前年度に比べて約2倍となったが、丁寧かつ適切に対応することができた。 ・市民が主役のまちつくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。 【②今後の取組方針:迅速な対応・回答等の継続的な実施】 今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に対応するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。	
パブリックコメント制度	Ⅲ—11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	市民	計画等の最終的な意思決定前に計画等案を公表し、郵送・FAX/電子メール・持参に対象見等を予慮 度し計画等の意思決定を 行うともに、意見等の概要 表する。	計画 どおり	0	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):市民への積極的な周知の実施】 市民主体のまちづくりの実現に向け、政策等の案についてより多くの市民から意見をいただけるよう、「パブリックコメント制度 実施要綱 等に基づされる人の周知について、全庁統一的な対応を図った。 【②今後の取組方針・適正な市民周知の実施】 今後とも、要綱等に基づき適正に市民への周知を行う。	
市政世論調査事業	ш−11	市民の市政への参画促進		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳 未満の市民住民基 未着の駅を1800人 を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や 各課の課題について調査 項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画	2,963	S43		【①昨年度の評価(成果や課題):回収率50%以上の維持】 回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を 併用し回収率50%以上を維持している。 【②今後の取組方針:回収率の向上に向けた取組の実施】 今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼 兼 未回答者への催促通知)も活用しな がら回収率の向上に努める。	

	政策の柱		好循環P		耳	事業内容		R2	BB / /	日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
無料法律相談事業	ш-11	市民の市政への参画促進		市民の利便性の向上	近隣とのトラブルや 家庭問題等を抱え、 弁護士の助言を必 要としている市民	月2回無料法律相談を実 施	コロナの 影よ ま 更	2,750	S42		[①昨年度の評価(成果や課題):市民の専門相談機会の確保] ・緊急事態宣言発令等に伴い、4月と1月については開催を中止した。 ・各回の定員に対し、相談の申込者数は概ね見合っていることから、市民ニーズに対して十分に対応している。 (②今後の取組方針:関係機関と連携した相談事業の実施] ・新型コロナウイルス感染症の影響による開催の可否にあたっては、引き続き、感染状況を踏まえながら、判断していく。 ・今後とも、市民が問題解決の糸口を探る場となるよう、委託先の栃木県弁護士会との連携を密にし、引き続き、現体制による弁護士相談会を開催する。	
広報紙等の発行事業	皿-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他に点字広報、声の広報、 暮らしの便利帳、航空写 真)	計画がおり	104,497	\$25	独自性	[①昨年度の評価(成果や課題):全市民に対する市政情報の提供] ・	5
ホームページによる広報事業	≖-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ 等が見られる環境に ある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	8,237	Н9		【①昨年度の評価(成果や課題):使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築】 ・ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理がしやすい」の考え方に基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。 ・新型コレックイルス感染症に関するお知らせをトップページに掲載するとともに、発生状況を即時公開し、アクセス性の向上に努めた。また、市民課窓口などの待ち状況の情報を集約して提供することにより、市民サービスの向上を図った。 【②今後の取組方針・多様なニーズに対応した内容の充実】 今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的で市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国語言語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実に努めていく。また、災害等の際は、市民に速やかかつ円滑に分かりやすく情報提供ができるよう。通宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応に努める。	
テレビ・ラジオ広報事業	ш-11	市民の市政への参画促進		広報・広聴事業の充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケーブルテレビ)、ラジオ(栃木 放送、エフエム栃木、ミヤラジ)により、市民が今ま とする市政情報(し、生活情報)等を提供する	計画	33,174	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):テレビ・ラジオの特性を生かした広報の実施】 テレビ・ラジオを有効に活用し、映像や音声により情報を発信し、市民が手軽に情報を入手できるよう、取り組んだ。 【②今後の取組方針:テレビ・ラジオの特性を生かした情報提供の継続】 テレビ・ラジオは、視覚障がい者や聴覚障がい者へも情報提供が可能な媒体であることから、今後も、それぞれの特性を生かした効果的な情報提供を行っていく。また、テレビCMなど、市民・事業者に対する新たな情報提供手法の実施に取り組む。	
人権・平和啓発活動事業	Ш−12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	人権・平和に対する意 譲高揚	·市民,市内小学生:市職員 ·平和首長会議	・市民向け啓発事業の実施 施・研修会等への参加促進 及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LCBTIに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	1.241	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】 ・人権週間におけるパネル展示等における啓発事業のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う偏見・差別防止が新たな課題となる中、偏見・差別防止のためのプロスポーツチームと連携したメッセージ動画の活用や「オールとちぎ宣言」の自治会回覧により、人権意識の向上を図った。 ・多様な性に関する啓発講座やリーフレット等の配布などにより、LGBTなど多様な性への理解促進を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことや、多様な性への社会的関心が高まる中、引き続き、人権に対する理解促進を密慮的上が必要である。 【②今後の取組方針、効果的な周知啓発】 ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見のほか、あらゆる差別や偏見・いじめ等をなくし、市民の人権意識の向上を図るため、広報紙や動画等の活用のほか、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動に取り組んでいく。 LGBTに関する更なる理解促進を図るため、講座等の実施とともに、当事者支援団体との意見交換や他市事例の調査研究に取り組んでいく。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容		R2	80.77	日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
平和のつどい実行委員会 交付金	Ⅲ—12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する 意識高揚	平和のつどい実行 委員会	・平和啓発リーフレットを 作成し、市内小中学校等 への配布 ・市内の市立小中学校へ の平和語り部・語り継ぎ講 演会DVDの配布	計なが	400	H12		[①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施] ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「平和のつどい」等の開催を中止としたが、平和啓発リーフレットを作成し、市内小中学校であれるだけ、小中学生等を初めとする、市民の平和意識の醸成を図った。・さらに、これまでに小中学校で実施した戦争体験者の講演を撮影、配録したDVDについて、市内小中学校への配布を行い、宇都宮空襲被害の記憶と平和意識の継承に取り組んだ。 [②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施] ・引き続き、平和のつどい実行委員会との協議により、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図ることができる事業に取り組んでいく。	
平和親善大使広島派遣事業交付金	Ⅲ—12	かけがえのない個人の尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平 和頼善大使として広島市 に派遣 ・市内の市立中学校にお ける平和語り部講演会の 実施	コロナの に響る 更	0	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施】 ・平和のつどい実行委員会による取組を実施し、平和意識の離成を図った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、広島市への派遣等を中止とした。 ・若年層に向けた平和意識の醸成については、継続して取組む必要がある。 【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】 ・広島市への派遣については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、広島派遣事業実行委員会や教育委員会と協議 し、実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、広島派遣事業実行委員会や教育委員会と協議 し、実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、広島派遣事業実行委員会や教育委員会と協議 し、実施の可否については、かに後封するとともに、派遣が困難な場合には、DVDの活用など、広く平和意識の醸成を図ることのできる効果的な事業に取り組んでいく。	
平和啓発事業推進補助金	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する 意識の高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の 一部を補助	計画	30	H21		[①昨年度の評価(成果や課題):平和啓発事業に対する支援] ・市民の平和意識の高揚に資する事業への支援を実施することにより、広く市民に対し平和意識の醸成を図った。 [②今後の取組方針:市民主体の取組支援] ・引き続き、市民に広く平和意識の醸成を図るため、市民主体の取組に対する支援を行っていく。	
宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ—12	かけがえのない個人の尊重		宇都宮人権擁護委員 協議会の活動の円滑 化	宇都宮人権擁護委員協議会	・人権相談や研究会等の 事業運営費の負担	計画	1,006	_		[①昨年度の評価(成果や課題):字都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援] ・人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSミニレターの周知啓発といった、字都宮人権擁護委員協議会事業に対して 支援を行ったことにより、協議会の円滑な事業運営に寄与した。 [②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援] ・人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、字都宮人権擁護委員協議会の事業取組に対して引き続き支援していく。	
宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ш−12	かけがえのない個人の尊重		人権擁護委員の活動 の円滑化		・人権講話、人権よろず相 該等部会の事業に要する 経費の一部を補助	計画	336	\$30		[①昨年度の評価(成果や課題):字都宮部会の事業運営に対する支援] ・小学校における人権講話は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、偏見や差別を防止するための啓発物の配布 による周知を行ったほか、「ケータイ安全教室」を主とした中学校における人権講話の実施や、緊急事態宣言時に一時中止していた人権相談再開時における、相談体制の拡充などにより、人権擁護委員の任務の遂行を支援した。 ・コロナ下におけるいじめや偏見・差別などの課題についても、人権講話や人権相談等において、引き続き対応していく必要がある。 【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】 ・若年層の人権意識を高めていくことが重要であるため、小学校への人権講話の内容充実を図るなど、今後も、人権擁護委員の任務の円滑な遂行を図るため、宇都宮部会の事業取組に対して引き続き支援していく。	۲

		政策の柱		好循環P		事	業内容	事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
	事業名	- 基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	概算 事業費 (千円)	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
D	/対策推進事業	Ш−12	かけがえのない個人の尊重	戦略事業	DVの未然防止、相 談・保護から自立に向 けた被害者への支援	・市民、生徒、教育 関係者等 ・DV被害者及び同伴 家族	・DV・デートDV防止啓発 謙摩の実施 ・中学生向けデートDV防 止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,375	H20		【①昨年度の評価(成果や課題).若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いDV被害の潜在化が新たな課題となる中、相談窓口の拡大や周知を強化したほか、 警察など関係機関との連携・協力により、被害者が抱える個々の事業に応じた相談支援を実施した。 ・DV被害者とその子に対しては、民間団体との連携により、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、必身回復や中期自立を図った。 ・コロナ下でDV防止のための啓発講座の実施回数は減少したが、DV未然防止には若年層からの意識啓発が重要であることから、デートDV出前遺産について、若年層への意識啓発に効果的である「参加型講座」の対象を中学生にも拡大したことにより、事業の効果を向上させた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、DV被害の潜在化や女性の雇用状況の悪化が懸念されており、被害者に同けた取る支援が必要である。 【②今後の取組方針:DV被害者に向けた取組の強化】・コロナ下におけるDV被害の潜在化に対しては、様々な機会を捉え、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関国体、民生委員や地域ボランティア学との連携を適化していく。・新型コロナウイルス感染症の影響による女性の雇用状況の悪化に対しては、生活再建を目指すDV被害者に対し、新たに、就労に向けた行政窓口等への同行など支援の強化を図る。	拡大
5	性相談事業	III — 12	かけがえのない個人の尊重		女性からの相談体制 の充実	・市内在住もしくは動務の、家庭内などの問題に悩む女性・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画どおり	830	H18		[①昨年度の評価(成果や課題):相談員の資質向上と関係機関との連携] - 女性相談について、コロナ下による心理不安や定額給付金の受給支援を行うため、ゴールデンウィークに相談窓口を臨時開設し、女性相談に対応するなど支援の強化を図った。 - 相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう。各種研修会の参加や勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図った。 - 庁内児童虐待担当部門との意見交換や県警察官を講師とした庁内研修の実施により、庁内外の関係機関との連携の強化や業務への理解を深めた。 - 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会的立場の弱い女性が様々な問題に直面することが懸念され、相談体制の強化が必要である。 [②今後の取組方針:相談体制の充実] - コロナアの影響による社会的立場の弱い女性からの相談の増加が懸念されることから、相談窓口の周知について、様々な手法等を検討している。 - 相談自の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に着けるため、各種研修会への参加や勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた被害者に適切な対応ができるよう、関係機関とより一層の連携強化を図っていく。	
	間団体DV被害者支援事 補助金	Ⅲ −12	かけがえのない個人の尊重		DV被害者の安全確保 と早期の自立支援	点を有し、DV被害者	・民間団体が行うDV被害 者支援事業(民間シェル ター事業、テップハウス 事業、自助グループ事 業)に対し、負債料、光熱 水費など対象経費の補助	計画	800	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】 ・民間シェルターやステップハウス、自助がループ事業への支援を行うことにより、コロナ下において被害の深刻化の懸念されているDV被害者の安全確保や早期の自立を図った。 【②今後の取組方針:継続的な活動への支援】 ・コロナ下において被害の増加が懸念されているDV被害者とその同件家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への補助は有効な手段であることから、今後も支援していく。	
虐	待·DV対策連携会議	Ⅲ—12	かけがえのない個人の尊 重	戦略事業	関係機関等の連携に よる虐待・DV対策の 推進	·司法·警察·保健医療等関係機関 ・地域団体 ·国,県	・関係機関等の相互の連 携及び協力 ・課題や情報の共有 ・課題や情報する一体的 な周知啓発	計画どおり	0	H26		[①昨年度の評価(成果や課題):関係機関等との情報共有] ・コロナ下において、虐待やDVの被害の深刻化・潜在化が懸念されているため、相談窓口の拡大に関する情報共有を行った ほか、関係機関における相談の状況や取組内容等について書面にて意見交換を行い、課題や情報の共有を図った。 ・DVや虐待、性暴力の被害との密接な関係が表面化していることから、性暴力被害に対する支援体制との連携が必要である。 [②今後の取組方針:未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進] ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議に、性暴力被害者サポートセンターに参加を依頼し、より一層の相互の連携や情報の共有を図るほか、市民に接する機会の多い、各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に、出前講座を活用し、取り組んでいく。	

	政策の柱		好循環P		事	業内容		R2		日本一		
事業名	基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
宇都宮市遺族会連合会補助金	Ш−12	かけがえのない個人の尊重		戦没者遺族の福祉の 増進及び平和啓発活 動の推進	宇都宮市遺族会連合会	・宇都宮市遺族会連合会 の活動に要する経費の一 部を補助	コロナの 影響を 更	135	H25		[①昨年度の評価(成果や課題):戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進] ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、各地域における地区慰霊祭の開催回数が大幅に減少したが、 実施した地域においては、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組を推進することができた。 [②今後の取組力針:補助の継続実施] ・今後は、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する 経費の一部を補助していく。	
宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ-12	かけがえのない個人の尊重		式典を通じた戦争の 悲惨さ、平和の尊さの 伝承	市民(戦沒者遺族 海外引揚死沒者遺族 族公務殉職者遺 族、職災殉職者遺族 等)	・宇都宮市戦没者追悼式 の実施	計画	226	S48		【①昨年度の評価(成果や課題): 宇都宮市戦没者追悼式の開催】 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、参列者の縮小や会場を屋外の宇都宮市慰霊塔に変更して開催 し、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返すことがないよう平和 への思いを新たにするなど啓発を図ることができた。 【②今後の取組方針: 事業の継続実施】 ・今後は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、開催形態等を検討しながら、戦争の悲劇を繰り返すことのないよう平和 への思いを新たにするため、宇都宮市戦没者追悼式を実施する。	
市民啓発事業	Ш−12	男女共同参画の推進	好循環P 戦略事業		市民 児童生徒, 教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	コロ学ので変	721	H19		[①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施] ・新しい生活様式を踏まえた参集式の講座のほか、オンライン手法への転換に取り組み、社会的弱者となりがちな女性視点での「自立」や「防災」など様々な分野の講座を実施することにより、市民の男女共同参画社会に向けた行動を促した。・コロナ下におけるワークライフバランスをテーマにした情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、子育て世代をはじか、広い年齢層に対して啓発を図った。・新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化を踏まえた市民啓発や、防災など地域における女性の視点を活かすため、自治会長など地域における女性活躍の支援が必要である。 [②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充] ・新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化など社会情勢を踏まえ、各種講座について、引き続き市民や団体等と協動した客発に取り組む。 ・新たに、女性が地域における意思決定の場で活躍できるよう、女性自治会役員等を対象とした講座や意見交換会の実施により、地域における男女共同参画の推進に取り組む。	拡大
宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ—12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業 に要する経費の一部を補助	計画	206	S62		[①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出] ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の中止など事業規模を縮小する結果となったが、そのような中でも「よい映画を観る会」等の実施により、男女兵同参回社会の実現に向けた意識の離成のための活動に寄与した。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 ・時勢を踏まえた課題や女性の資質向上に向けた事業は、女性の地位向上への貢献を期待できることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。	
うつのみや市民会議補助金	Ш−12	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進 する団体の育成・支 援		-男女共同参画推進事業 に要する経費の一部を補助	計画	259	Н9		[①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出] ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の中止など事業規模を縮小する結果となったが、そのような中でも、外出自粛要請等の長期にによる「心と体」への影響を鑑み、女性のライフステージに応じた運動を学ぶ屋外イベントの実施など、市民の男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成のための活動に寄与した。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 ・新たにHPを設けて啓発活動を発信する計画を検討するなど、男女共同参画推進に向けた活動を期待できることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。	

		政策の柱		好循環P		事	享業内容	***	R2	開始	日本一		B+1
	事業名	- 基本施策	施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	年度	施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
	ーク・ライフ・パランス推 事業	Щ−12	男女共同参画の推進		仕事と生活の調和を 図るための職場・家庭 の環境づくりの促進	. ± R	・一般事業主行動計画策 定保建リーフレットの作 成・配本保険労務工出前説 明会・出向計が下プクの 周知 ・事業者表彰の実施 ・市民向け啓発事業の実 施	計あり	1,032	Н19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者,市民への啓発事業の実施と取組支援】 ・企業に対し、一般事業主行動計画の策定促進り一フレットの活用のほか、出前説明会や社会保険労務士による出前相談を実施することにより、計画策定の支援を行った。 ・例年より多い企業が事業者表彰!きらり大賞」を受賞し、好事例の発信を行ったことや、企業向けガイドブックを、県や商工会議所のメールマガンン等で発信したことにより、働きやすい職場づくりの促進を図った。 ・また、市民向け講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参集式からオンライン中継型に変更し、女性の就業など、コロナ下の不安に対応するテーマを優先して実施することなどにより、外出自粛等で事業規模が縮小する中でも、効果的な容券を行った。 ・今後、法改正に伴い、行動計画策定が義務化される企業が拡大することや、男性の育児休業取得が一層求められることから、企業や市民向けの啓発強化が必要となる。 【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】・企業に対しては、行動計画の策定について、法改正に伴い、きらなる行動計画策定の促進を図るため、団体等への説明会を強化するなど、効果的な周知に取り組んでいく。 ・男性の育児休業取得率の向上などの男女ともに働きやすい環境づくりに向け、好事例の発信や、企業に対する社労士による働きかけ等を行っていく。 ・市民向け講座については、オンライン中継型講座を交えながら実施し、対象を、管理職を目指す女性社員のほか、経営者・管理職に拡大するとともに、男性の育児休業取得や家庭参画の促進に取り組んでいく。	拡大
女	性活躍啓発事業	Ш−12	男女共同参画の推進	好循環P 戦略事業	大学生等の就業継続 意識の醸成、本の恵力を 就実することの首都圏 への転出防止に繋げ る	学生. 事業者	インターンシップ事業の実施	計画	2,295	R1	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):大学生等に対する就業継続意識の醸成】 - 就業前の大学生等が、仕事と子育でを両立させるライフスタイルを体験する「インターンシップ」等の実施については、企業や家庭への問形形式から、コレナ下における感染防止対策として、Zoomを活用したオンライン形式で実施し、学生に両立の様子を知ってもらうことにより、就業継続意識の醸成を図った。 - さらに、令和2年度から、新たに「女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」を実施し、本市の企業の魅力を実感してもらう機会となった。 - 本市の若年女性が首都圏へ転出超過の状況であることから、今後は、本市への転入に繋げられるよう事業を展開していく必要がある。 【②今後の取組方針:女子大学生等を本市への転入に繋がるよう対象者の見直し】 - 引き続き、インターンシップ事業を実施し、就業継続意識の醸成を図るとともに、課題解決に向け、対象者を市内大学生等のみならず、新たに首都圏等の大学生等を加えて実施し、本市で就業することの魅力を知ってもらい、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げていく。	拡大
	妹・文化友好都市との交 事業	Ш−12	多文化共生の推進		国際化や市民の国際感覚の醸成	市民	姉妹都市との相互交流事 業の実施	コロナの 影響で よる 更	78	S62		[①昨年度の評価(成果や課題): 青少年等の派遣・受入の実施可否判断] ・新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、派遣生や関係者等の安全確保の観点から、相手都市や受入団体と連絡・調整を行い、全ての派遣・受入を中止にしたが、ICTを活用し、コロナ禍における交流事業を実施した。 ・各都市の新型コロナウイルス感染状況に即した交流事業の取組が必要である。 [②今後の取組方針: コロナ禍における交流事業の検討] ・今後も、姉妹都市の新型コロナウイルス感染拡大の対策に関する情報収集や相手都市、受入団体との連絡・調整を行い、派遣・受入事業の可否について判断する。また、コロナ禍における渡航によらない交流事業を検討する。	
市	民交流活動推進補助金	ш−12	多文化共生の推進		民間団体の国際交流 活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との 交流事業、外国人住民の 自立化支援、国際理解・ 国際協力に関する事業を 実施する民間団体への補助	影響に よる変	50	H13		[①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における民間団体活動の支援] ・新型コロナウイルス感染症の影響による市民主体の姉妹都市交流や国際理解活動等の実施が困難となり、補助件数が減少したが、補助による民間団体の国際交流活動の支援を行うことにより、市民主体の国際交流活動を促進した。(R元:3件⇒令和2:1件) ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえた民間団体活動の支援が必要である。 【②今後の取組方針:補助制度の活用促進】 ・今後は、多くの民間団体が補助金を活用しながら市民主体の新しい生活様式に対応した外国人住民支援活動や国際交流活動を実施できるよう、字都宮市国際交流協会と連携を図り、補助制度の周知に努め、継続的な市民活動への支援に取り組む。	

	政策の柱 一 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容			R2		日本一		日本
事業名					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	- 事業の 進捗	概算 事業費 (千円)	開始 年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
多文化共生の地域づくり事 業	Ⅲ —12	多文化共生の推進	戦略事業	外国人住民と市民と の相互理解と交流機 会の創出	市民	国際理解講座の開催や 地域ペントへの参加促 進、多文化共生フォーラ ム、出前講座の実施	コロナの に 変 る 更	240	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における国際理解講座の実施】 ・市内全域での国際理解講座の開催を目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響により13地区、19講座が中止となったことから減少に転じた。(R元:19地区、26講座⇒R2:7地区、9講座) ・多文化共生フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の予防対策により外国人住民2名にコロナ禍における生活の変化等に関するインタビューを市ホームページに掲載することで多文化共生の意識密発を図った。 ・字都宮大学・帝京大学留学生の地域行事への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事が中止になった。 ・新型コロナウイルス感染状況に応じた多文化共生の地域づくり事業の継続的な取り組みが必要である。 【②今後の取組方針:コロナ禍に対応した交流機会の確保】 ・今後、新しい生活様式を踏まえ、地域における外国人・日本人住民の相互理解を促進するため、国際理解講座等を開催することにより、多文化共生の意識啓発に取り組む。	
日本語講師養成事業	Ⅲ—12	多文化共生の推進		外国人住民の日本語 習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教 えるポランティアの養成	計あり	880	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):実践的な講座の実施】 ・外国人住民や外国人児童生徒への日本語指導で活躍できるボランティアの養成を図るため、新しい生活様式を踏まえ、講座を着実に実施したことにより、約9割の受講者が修了した。(R元:受講者30人、修了者28人⇒R2:受講者30人、修了者26人)・また、日本語教室を行う民間団体の活動について紹介を行うなど、修了者の活躍の場の拡大に努めた。・日本語教室において、引き続き、活躍できるボランティアの養成と派遣が必要である。 【②今後の取組方針:講座内容の充実】 ・今後も、外国人住民や外国人児童生徒に、より効果的な指導方法で学習支援ができるよう工夫しながら講座の充実に取り組む。	
多文化共生ソーシャルコー ディネーター事業	Ш−12	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応		外国人住民からの複雑な 相談に対応する多文化共 生ソーシャルコーディネー ターのスキルアップ・派遣 (相談支援)	計画どおり	167	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップ支援】 ・外国人住民からの相談事案の早期解決と状況に応じたきめ細かな個別支援ができるよう。多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップを図るため、関係機関と連携しながら弁護土や社会福祉士、看護学部講師などの専門家を講師とした研修を行うなど内容や回数の拡充を図り、効果的な研修を行った。(R1:2回〜R2:4回)・外国人住民の複雑困難化する相談事業に対し、個別支援による問題解決ができるよう。多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針・外国人住民への個別支援の充実】 ・今後も、外国人住民の定住化や新型コロナウイルス感染症の影響による複雑困難化する相談事業に対し、個別支援による問題解決を促進するため、多文化共生ソーシャルコーディネーターのスキルアップを図るとともに、関係機関等と連携した個別支援の充実に取り組む。	
外国人転入者支援事業	Ш−12	多文化共生の推進		わかりやすい生活情報の提供	外国人住民	新規転入の外国人住民 に必要な情報の多言語に よる提供	計画どおり	427	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):生活のスタートアップ支援】 ・新型コロナウイルスの影響により外国人転入者が減少したが、国際交流プラザパンフレットや指さし会話表を改訂したほか、新型コロナウイルスの影響ではり外国人転入者が減少したが、国際交流プラザパンフレットや指さし会話表を改訂したほか、新型コロナウイルス感染予防対策のチランを同封するなど情報の充実化を図りながら、本市での生活に必要な行政情報等の多言語版をまとめた「転入者バック」を市民課や各地区市民センター等の窓口において、配付した。(R元:558部 → R2:67部)・「転入者バック」の内容を随時更新しながら、円滑な配付が必要である。 【②今後の取組力針:情報提供の充実】・今後も、市民課や各地区市民センター等の窓口において、「転入者パック」を配付し、本市での生活に役立つよう、わかりやすい情報提供に取り組む。	
やさしい日本語普及啓発事業	Ш−12	多文化共生の推進		市民サービスの向上	職員・市民	職員向け研修の実施 「外国人への情報提供ガ イドライン」の周知	コロナの 影よる 更	27	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における「やさしい日本語」普及啓発の実施】 ・市職員に対する研修を1月に予定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により中止とした。一方、庁内啓発紙を通し、「やさしい日本語」の普及啓発を継続して取り組んだ。 ・また、国際理解講座を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組んだ。 ・引き続き、市職員と市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発が必要である。 【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】 ・今後も、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、地域における国際理解講座等を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、地域における国際理解講座等を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。	

事業名	政策の柱 一 施策名 基本施策		好循環P		事業内容		事業の	R2 概算	開始	日本一		見直し
		施策名	戦略事業 · SDGs	事業の目的	対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)	進捗	事業費 (千円)	年度	施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	(予定)
ICTを活用した生活支援事業	Ⅲ—12	多文化共生の推進		ICTを活用した外国人住民への情報・コミュニケーション支援	外国人住民	窓口の音声翻訳タブレット 配置によるコミュニケー ション支援やSNSを活用し た情報発信	計画	961	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):窓口等での外国人住民への対応の円滑化】 ・行政用語が翻訳できる音声翻訳ダブレットを9台導入した。本庁舎と出先機関の外国人住民が手続き等で訪れる窓口や外国人住民への確認が求められる窓口を対象に、複数課で共用できるよう配置の工夫を行い、13課の窓口において、タブレットの利用促進に取り組んだ。これまで、説明等に苦慮していた行政用語等が正確に翻訳されることや外国人住民が求めている行政サービス等が確認できることにより、外国人住民への円滑な対応につなけた。 ・SNSアブリFacebookによる外国人住民を対象とした情報等侵害開始し、新型コロナウイルス感染予防対策等の注意喚起をはじめ、外国人住民向け生活情報紙「おい!」の情報等の生活に再用な情報を柔軟に発信した。 ・音声翻訳ダブレットの効果的な運用ときめ細かな生活に役立つ情報発信が必要である。 【②今後の取組方針:通訳支援ダブレットと情報発信の効果的な運用】 ・今後も、外国人住民が多く訪れる窓口や細かい確認等に求められる窓口や業務において、外国人住民への対応の円滑化・効率化が図られるよう、通訳支援ダブレットの効果的な運用に取り組む。 ・また、状況に応じた適切な情報について、市ホームページの情報提供についても、効果的な情報発信ができるよう取り組む。 ・また、状況に応じた適切な情報について、市ホームページの情報提供についても、効果的な情報発信ができるよう取り組む。	